

# 第9章

---

## まちづくりの推進方策

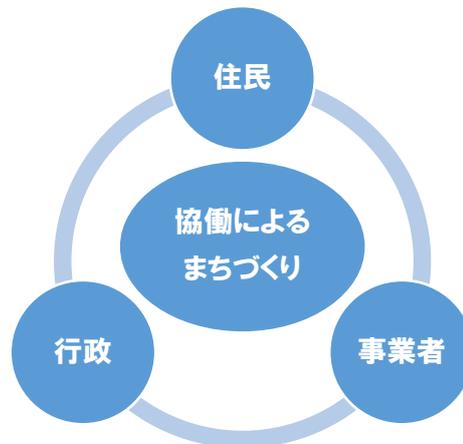
- 
- 9-1 協働によるまちづくりの推進
  - 9-2 まちづくりの担い手育成・シビックプライドの醸成
  - 9-3 マスタープランの見直し・進行管理
  - 9-4 住民が活用できる都市計画制度
-

## 第9章 まちづくりの推進方策

### 9-1 協働によるまちづくりの推進

今後、本計画で定めた町の将来像を具現化していくためには、住民・事業者・行政の3者が連携体制を構築し、自助、共助、公助の観点から、協働によるまちづくりに取り組むことが重要となります。

協働によるまちづくりを推進するにあたっては、「広報あぐい」や「まちづくり懇談会」の開催を通じて都市計画行政への理解促進を図るほか、各種事業の実施や計画の策定にあたり、住民や事業者の参画機会を設け、取り組んでいきます。



<住民・事業者・行政の役割>

住 民	○地域に密着したまちづくりの担い手として、住民一人ひとりの意識醸成により、まちづくり活動への参画を促進します
事業者	○CSR活動（企業の社会的責任・貢献）によるまちづくりへの積極的な参画を促進します
行 政	○将来像の実現に向けて、都市基盤整備などの計画的な事業推進を図るとともに、協働のまちづくりの推進に向けた情報発信や支援の充実に努めます

### 9-2 まちづくりの担い手育成・シビックプライドの醸成

本町では、自治会組織を単位とした地域活動や文化振興活動、ボランティア活動など、様々な住民活動が広がっていますが、地域の高齢化や価値観の多様化などが進む中で、住民活動の担い手の確保が難しくなっています。

このため、ボランティア活動、まちづくり講座や学校教育などを通じて、自分たちが住むまちを知り、まちに対する誇りや愛着であるシビックプライドの醸成を図り、新たな地域人材の育成を促進します。

### 9-3 マスタープランの見直し・進行管理

#### (1) 計画の見直し(社会情勢の変化、上位計画の改定)

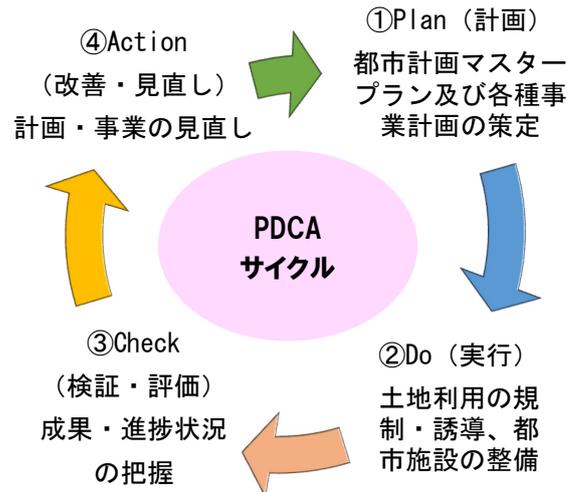
本計画は、中間年次である概ね10年後を目処に見直しを図るほか、愛知県の「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「第6次阿久比町総合計画」の改定時、社会経済情勢の変化などを踏まえ、適宜、必要な見直しを行います。

#### (2) 計画の進行管理(PDCAサイクル)

本計画の着実な実現を図るため、評価指標を設定し、その達成状況について進行管理を行います。

進行管理にあたっては、PDCAサイクルにより、計画に基づく各種施策の実行と、その結果である地域の状況を点検・評価し、SDGsへの貢献など総合的に勘案し、必要に応じて計画・事業の見直しを行いながら、計画の推進を図ります。

また、都市計画・まちづくりの推進にあたっては、個々の事業の課題のみならず、地域や地区の状況に応じた複合的な課題への対応が求められるため、地域や地区全体を見渡した総合的な視点から課題を把握し、解決を図ることが重要となります。



《参考》計画の進行管理にあたって留意すべき観点1

『「空間」「機能」確保のための開発』から『「価値」「持続性」を高める複合的更新』へ ～市街地整備 2.0～  
(令和2年(2020年)3月、今後の市街地整備のあり方に関する検討会)

- ① 公民多様な主体が連携し、エリアのビジョン(将来像)を構築・共有する
- ② 事業手法ありきではなく、エリアの状況や必要性に応じて、場所や期間を限定した社会実験、空き地等の暫定利用、リノベーション、街路や広場等の公共空間の再構築・利活用、任意建替、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の法定事業、エリアマネジメント活動等、多様な手法の中から最適なものを選択し、組み合わせる
- ③ 一斉にエリア全体の整備・更新を行うのではなく、段階的・連鎖的に展開することで、エリアの中で取り組みを循環させ、エリア全体としての持続的な更新と価値向上を図る
- ④ ワークショップや社会実験、暫定利用の取り組み等できることからはじめ、徐々に大きなプロジェクトに移行していく LQC(Lighter, Quicker, Cheaper)アプローチの視点を持つ
- ⑤ 不確実性が増す中、更なる社会・経済情勢の変化等に対応するには、ビジョンそのものも固定的なものとするのではなく、必要に応じて随時更新していく
- ⑥ 「所有に重きを置いた取り組み」から、「利用に重きを置いた取り組み」へと考え方の転換を図る

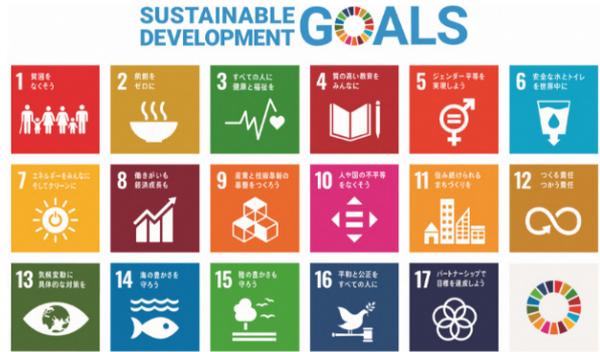
《参考》計画の進行管理にあたって留意すべき観点2

持続可能な社会環境づくり(SDGs)の推進

平成27年(2015年)9月の国連サミットでの採択を受け、全国的なまちづくりの流れとして『持続可能な社会環境づくり(SDGs)』の推進が求められている。

本町では、「第6次阿久比町総合計画」において、基本目標に関連するSDGsの目標を示しており、その達成に取り組んでいる。

「阿久比町都市計画マスタープラン」においても、持続可能な社会環境づくり(SDGs)の理念を踏襲し、計画の評価にあたり、総合的に勘案していきます。



＜評価指標の例＞

分野（関連するSDGs目標）	評価指標	現状値
<b>【土地利用・市街地】</b> 	住居系市街地拡大面積	〇市街化区域面積 424ha (R2)
	産業系市街地拡大面積	〇工業用地面積 47.49ha (R2)
	暫定用途地域面積	〇暫定用途地域面積 14.7ha (R2)
	都市と自然の調和が図られた土地利用の推進に満足している割合	〇住民意向調査結果 32.5% (R元)
	良好な住環境の形成に満足している割合	〇住民意向調査結果 48.9% (R元)
<b>【道路・交通】</b> 	町道改良済延長	〇町政概要ハンドブック 203,792m (H31)
	町道改良率	〇町政概要ハンドブック 65.8% (H31)
	道路・交通体系の整備に満足している割合	〇住民意向調査結果 23.5% (R元)
<b>【公園・緑地】</b> 	都市公園面積	〇阿久比町緑の基本計画 6.48ha (R2)
	公園・緑地の整備に満足している割合	〇阿久比町緑の基本計画 33.0% (R元)
<b>【河川・下水道】</b> 	河川の整備に満足している割合	〇住民意向調査結果 35.5% (R元)
	汚水処理人口普及率	〇町内部資料 94.62% (R2)
	上・下水道の整備に満足している割合	〇住民意向調査結果 50.0% (R元)
<b>【自然環境・景観】</b> 	豊かな自然環境の保全に満足している割合	〇住民意向調査結果 60.2% (R元)
	豊かな都市景観の形成に満足している割合	〇住民意向調査結果 33.3% (R元)
<b>【安全・安心】</b> 	防災のまちづくりに満足している割合	〇住民意向調査結果 28.7% (R元)
	防犯・居住の安全性の向上に満足している割合	〇住民意向調査結果 31.8% (R元)

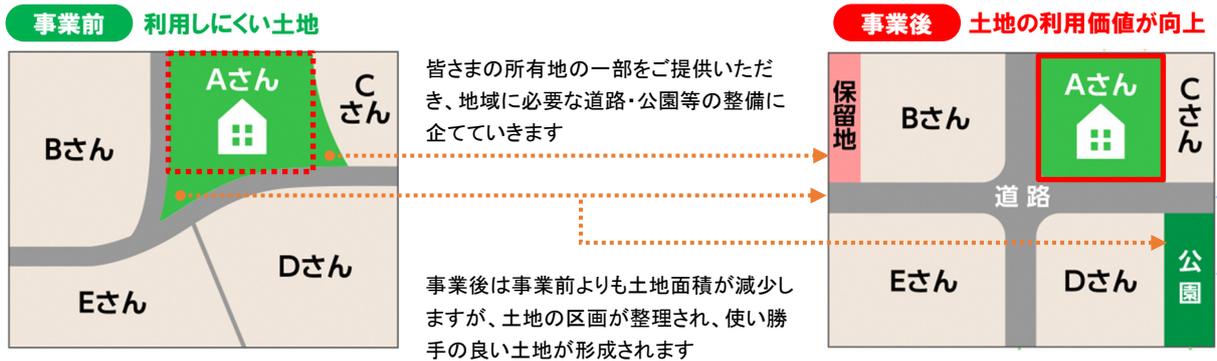
※ 満足度の現状値は、本計画を策定するにあたり実施した住民意識調査結果より設定しています

## 9-4 住民が活用できる都市計画制度

### (1) 土地区画整理事業 ～大規模なエリアを対象としたまちづくりの手法～

土地区画整理事業は、土地所有者の皆さまの意思により、ご自身の土地を少しずつ提供し、地域に必要な道路や公園などの整備を行うまちづくり事業です。(土地区画整理法)

所有地の土地面積は減りますが、土地の区画が整形化され、利用しやすくなることで、土地の利用価値を向上させることができます。



### (2) 地区計画制度の活用 ～小規模なエリアを対象としたまちづくりの手法～

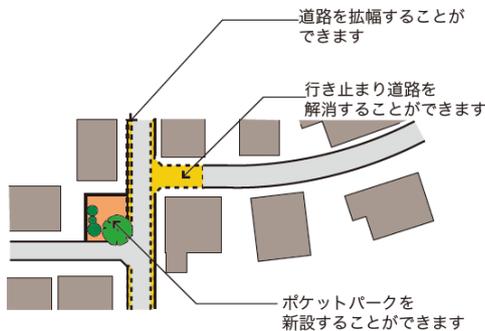
地区計画制度とは、良好な地域環境の形成に向けて、地域の課題や特性に応じた地域独自のまちづくりのルールを定めることができる制度です。(都市計画法第12条の5)

地域の合意形成の結果、所有地の土地利用に制限がかかる可能性があります。身近な生活道路や公園といった地区施設のほか、建築物の高さやデザインなどのまちづくりルールを定めることができます。

#### 地区施設について定められること

##### <定めることができる内容>

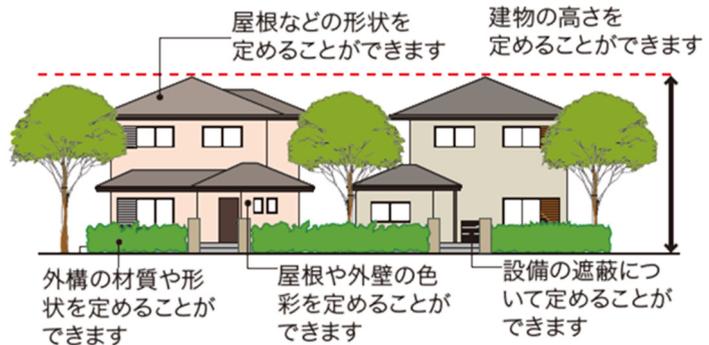
- ・道路
- ・公園・広場 等



#### 建築物等について定められること

##### <定めることができる内容>

- ・用途の制限
- ・容積率の最高/最低限度
- ・建ぺい率の最高限度
- ・敷地面積・建物面積の最低限度
- ・壁面の位置
- ・工作物の設置制限
- ・高さの最高/最低限度
- ・形態・色彩その他の意匠の制限
- ・緑化率の最低限度
- ・垣・さくの構造 等



**(3)都市計画提案制度 ～土地所有者等が主体的に身近なまちづくりを实践・推進～**

都市計画提案制度は、一団の土地の区域について、土地所有者等が主体的に身近なまちづくりを实践・推進していくために、一定の条件を満たした場合、都市計画の決定又は変更を提案することができる制度です。(都市計画法第21条の2)

＜都市計画提案制度＞

<p>提案できる方</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提案区域内の土地所有者</li> <li>2. 提案区域内の借地権者</li> <li>3. まちづくり活動を目的とする NPO 法人、営利を目的としない法人、都市再生機構、地方住宅供給公社</li> <li>4. まちづくりの推進に関し経験と知識を有するもの(国土交通省令で定める団体)</li> </ol>
<p>提案に必要な要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 0.5ha 以上の一体的な区域</li> <li>2. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画法第6条の2)等の都市計画に関する法令上の基準に適合</li> <li>3. 提案区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意(人数及び面積)</li> </ol>
<p>提案できる都市計画</p>	<p>町が決定するすべての都市計画に関して提案することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*地域地区(用途地域のほか、風致地区や防火地域など)</li> <li>*都市施設(都市計画道路、駐車場、公園、ごみ処理施設など)</li> <li>*土地区画整理事業</li> <li>*地区計画 など</li> </ul>

# 參考資料

---

## 参考資料

### 1 策定の経緯

#### (1) 策定委員会の経緯

	開催日	議 事
第1回	令和元年（2019年） 8月23日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の改定</li> <li>阿久比町の都市・緑の現況</li> <li>現行計画の評価</li> <li>住民意向調査の実施</li> </ul>
第2回	令和元年（2019年） 11月11日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿久比町のまちの現況・特性の整理</li> <li>住民意識調査の結果</li> <li>阿久比町のまちの課題の整理・分析と全体構想の検討</li> </ul>
第3回	令和2年（2020年） 2月21日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの理念と目標</li> <li>将来都市構造</li> <li>分野別まちづくりの基本方針</li> </ul>
第4回	令和2年（2020年） 6月30日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別構想の案</li> </ul>
第5回	令和2年（2020年） 10月19日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別説明会の開催結果について</li> <li>まちづくり推進方策について</li> </ul>
第6回		

#### (2) 作業部会の経緯

	開催日	議 事
第1回	令和元年（2019年） 8月20日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の改定</li> <li>阿久比町の都市・緑の現況</li> <li>現行計画の評価</li> <li>住民意向調査の実施</li> </ul>
第2回	令和元年（2019年） 10月28日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿久比町のまちの現況・特性の整理</li> <li>住民意識調査の結果</li> <li>阿久比町のまちの課題の整理・分析と全体構想の検討</li> </ul>
第3回	令和2年（2020年） 1月31日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの理念と目標</li> <li>将来都市構造</li> <li>分野別まちづくりの基本方針</li> </ul>
第4回	令和2年（2020年） 6月（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別構想の案</li> </ul>
第5回	令和2年（2020年） 9月28日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別説明会の開催結果について</li> <li>まちづくり推進方策について</li> </ul>
第6回		

### (3)策定委員会設置要綱

#### 阿久比町都市計画マスタープラン及び阿久比町緑の基本計画策定委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針としての阿久比町都市計画マスタープラン及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画としての阿久比町緑の基本計画を策定するため、阿久比町都市計画マスタープラン及び阿久比町緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 阿久比町都市計画マスタープラン及び阿久比町緑の基本計画の策定に関すること
- (2) 阿久比町都市計画マスタープランに基づいた都市づくりの実施方法に関すること
- (3) 阿久比町緑の基本計画に基づいた都市緑化の推進と緑化の持つ機能発揮のための配置計画や実施方法に関すること

##### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 都市計画、まちづくり、都市緑化などの分野において優れた経験及び知識を有する者
- (2) 町職員のうち特に関係のある部署の職員で町長が任命した者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員会には、必要に応じて作業部会を設けることができるものとする。

##### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副町長がこれにあたる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

##### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が召集し議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

##### (作業部会)

第6条 作業部会は委員会から付託された事項について、調査、研究及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員で組織する。
- 3 部会長は、建設環境課長をもってあて、部会員は町職員のうちから町長が任命する。
- 4 部会長は会務を総理し、作業部会を代表する。

##### (任期)

第7条 委員会及び作業部会の委員の任期は、町長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 町長は、特別の理由があるときは、委員の任期中であっても解嘱し、又は解任することができる。

##### (事務局)

第8条 委員会及び作業部会の事務局は、建設環境課に置き、委員会及び作業部会の記録及び庶務を行うものとする。

##### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

##### 附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## (4)名簿

(順不同・敬称略)

## 【策定委員会】

所属団体・役職等	氏名
阿久比町農業委員会長	澤田 裕
愛知県農村生活アドバイザー阿久比支部代表	竹内 淑子
阿久比町商工会女性部長	坂部 由乃
阿久比町行政協力員会長	中井 均(令和元年(2019年)度)※1
防災ボランティアあぐい代表	榑野 祐三
花かつみ保存会長	西尾 文夫
総合型地域スポーツクラブアクティブあぐい代表	竹内 初成
愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課長	片山 貴視(令和元年(2019年)度) 齊藤 保則(令和2年(2020年)度)
愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課長	小嶋 幸則
愛知県知多建設事務所長	横山 甲太郎(令和元年(2019年)度) 片山 貴視(令和2年(2020年)度)
副町長(委員長)	野崎 秀幸
総務部長	大久保 英俊
民生部長	蟹江 信裕(令和元年(2019年)度) 関 真人(令和2年(2020年)度)
建設経済部長(職務代理)	伴 利郎
教育部長	田中 清高(令和元年(2019年)度) 中川 学(令和2年(2020年)度)

※1 前行政協力員会長として、令和2年(2020年)度も参加。

## 【作業部会】

所属名・役職等	氏名
総務部防災交通課長	新美 利満(令和元年(2019年)度) 松永 隆志(令和2年(2020年)度)
総務部政策協働課長	雉野 義弘(令和元年(2019年)度) 石濱 周南(令和2年(2020年)度)
民生部住民福祉課長	竹内 久敬
建設経済部産業観光課長	大岩 峰雄
建設教育部建設環境課長(部会長)	小野寺 哲哉
建設経済部上下水道課長	新美 利幸(令和元年(2019年)度) 新美 康彦(令和2年(2020年)度)
教育委員会社会教育課長	新海 芳明

**(5)地域別説明会(意見交換会)**

都市計画マスタープランの地域別構想案の策定にあたり、地域住民の意見を地域別構想に反映させるため、4小学校区毎に地域別説明会（意見交換会）を開催しました。

地 域	開催日	参加者数	議 事
東部地域	令和2年(2020年) 8月18日(火)	17人	(1) 説明会 ・都市計画マスタープランについて ・全体構想について ・地域別構想について ・今後の検討スケジュール  (2) 意見交換会
英比地域	令和2年(2020年) 8月19日(水)	26人	
草木地域	令和2年(2020年) 8月20日(木)	5人	
南部地域	令和2年(2020年) 8月21日(金)	17人	

**(6)パブリックコメント**

都市計画マスタープランの案について、幅広く住民の意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

実施時期	周知方法	意見の提出件数等
令和2年(2020年) 11月16日(月)～12月25日(金)	広報あぐい 町ホームページ	

**(7)住民意向調査**

現在の都市計画マスタープランは、策定から10年以上が経過していることから、将来のまちづくりや土地利用に関する住民意向を把握し、新たな都市計画マスタープランに反映するため、住民意向調査を実施しました。

調査対象	町民2,000人(20歳以上を無作為抽出)
調査方法	郵送(配布・回収)による住民意向調査
調査期間	令和元年(2019年)8月9日(金)～8月31日(土)
回収率	40.9%(817/2,000)
調査項目	I. 属性 II. まちづくりの満足度・重要度について III. まちの将来像について IV. 将来の土地利用・都市施設について V. コンパクトなまちづくりについて VI. 知多半島中央部に位置する町の立地特性を活かしたまちづくりについて VII. まちづくりへの参加について VIII. 自由意見

## 2 用語集

### 【あ】

用語	内容
IoT	Internet of Things の略。様々な物がインターネットにつながる、モノのインターネット。
ICT	Information & Communications Technology の略。情報通信技術。
新しい生活様式	長期間にわたって感染症を防ぐために、飛沫、接触、幹線、近距離での会話への対策をこれまで以上に日常生活に定着させ、持続させる生活様式。
アメニティ	建物・風景等の環境等の快適性のこと。
インフラ施設	道路、下水道、都市公園などの都市施設。
AI	Artificial Intelligence の略。人工知能。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、令和 12 年（2030 年）を年限とする 17 の国際目標。
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、住民や民間事業者等が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を行うと取り組み。
LQC（Lighter, Quicker, Cheaper）	いきなり大規模プロジェクトを実施するのではなく、小規模な取り組みからより大きな開発等に移行する取り組み。
オープンスペース	都市や敷地内で、建物のたっていない土地・空地。民地等に設けられた誰もが利用できる農地や空地のこと。

### 【か】

用語	内容
街区公園	主として、街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m の範囲内で、1 カ所あたり面積 0.25ha を標準に配置される。
ガイドライン	政府や団体が指導方針として掲げる大まかな指針。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。
既成市街地	人口や産業が相当程度集積し、土地の高度利用や公共施設の整備等が既に行われている地域のこと。
既存ストック	過去に整備された道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、過去に建築された住宅、商業施設、業務施設などのこと。
急傾斜地崩壊危険箇所	崩壊の恐れのある急傾斜地。都道府県知事が関係市町村長の意見を聴いて指定するもの。
近隣公園	主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 500m の範囲内で、1 カ所あたり面積 2ha を標準に配置される。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
クリーンエネルギー自動車	走行時の排出ガスが少ない、又は全く出ない環境にやさしい自動車のこと。EV（電気自動車）、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などがある。
国土軸	国レベルの広域の軸。

用語	内容
コミュニティ	共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会の共同体。

## 【さ】

用語	内容
災害リスク	大規模災害などに対する予防対策、あるいは発生時の緊急措置体制が整備されていないことにより損失を被るリスク。
サイクリングロード	自転車で楽しく快適に走れるように整備された自転車専用道路。
再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなどのこと。
砂防指定地	砂防法第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域のこと。
暫定用途地域	土地区画整理事業予定地であったことから、暫定的に厳しい建築制限を含む用途地域とされてきた地域のこと。
山腹崩壊危険地区	山くずれや落石などにより災害が発生するおそれがある地区。
CSR活動	Corporate Social Responsibility の略で、収益を求めだけでなく、環境活動、ボランティア、寄付活動など、企業としての社会貢献の活動。
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として定められた土地のこと。
シティプロモーション	地方自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のことで、地域のイメージ向上やブランドの確立を目指し、地元経済の活性化などを目的とした取り組み。
シビックプライド	都市に対する住民の誇りや愛着を指す言葉。
集約型都市構造	都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造のこと。
循環型社会	天然資源を効率的に利用し、再利用を図るなど、資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。
準防火地域	市街地からの火災の危険性を防ぐために、建造物の不燃化を図り、建物の構造の面から規制し、火災の発生を防止する地域。
スクリーニング	ふるい分け、選別すること。
セーフティーネット	一部での故障や破綻がシステムや社会全体に波及するのを防ぐ安全装置、安全網のこと。
総合公園	都市住民全般の休息、散歩、遊技、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ、1カ所あたり面積 10~50ha を標準に配置する。
Society5.0	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会。

## 【た】

用語	内容
たん水防除事業	流域開発による流出量の増大や、地盤沈下等の立地条件の変化により、排水条件の悪化した地域を対象に、主に農作物の湛水被害を未然に防止するため、排水機、排水樋門、排水路などの新設、改修及び更新を行う事業。
単独処理浄化槽	単独処理浄化槽はトイレの汚水のみを処理し、浄化する浄化槽のこと。
地域森林計画対象民有林	地域森林計画の対象となる民有林のこと。
地区計画	都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画のこと。
低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。
都市機能	都市の生活を支える機能のことであり、高齢者福祉、子育て支援、商業、医療、金融、教育、レクリエーション、行政、文化・集会などに分類される。
都市計画基礎調査	都道府県が都市計画区域について、概ね5年ごとに、人口、土地利用、建物、都市施設等の現況や将来の見直しについて行う調査。
都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりを考慮した中で、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画区域マスタープラン。都市計画区域全域を対象として、都道府県が実際の都市の広がりを考慮しながら、都市計画の基本的な方針を定めるもの。
都市計画決定	一定の手続きにより、事業・施策を行う区域や位置を明確化し、住民に広く示すための行為。決定権者は原則として都道府県知事又は市町村。
都市計画道路	一定の手続きにより決定された計画道路のこと。
都市公園	広義の公園又は緑地のこと。国や地方公共団体が良好な都市環境を創出するため設置したもので、都市計画法第11条に基づき計画された公園等を都市計画公園という。
都市のモニタリングシート	都市のおかれている状況を客観的に把握するために、都市計画に関する種々の現況を把握した「都市計画年報」のほか、各種基幹統計等に収録されている都市に関する多様なデータを一元的にまとめ、整理したもの。
土砂崩壊防備保安林	崩落土砂による被害を受けやすい道路、鉄道その他の公共施設等の上方斜面等において、主として林木の根系の緊縛その他の物理的作用によって林地の崩壊の発生を防止する保安林。
土砂流出防備保安林	下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接的作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止する保安林。
土地改良事業	区画整理、灌漑（かんがい）排水の整備等を行って、農地の生産性を高める事業のこと。
土地区画整理事業	宅地の利用増進と道路、公園等の公共施設の整備・改善を図るための市街地整備手法の一つ。

## 【な】

用語	内容
南海トラフ	日本列島の南側を走る水深 4,000m 級の深い溝（トラフ）のこと。このトラフに沿ってフィリピン海プレートが西南日本の下に沈み込むため、古来より巨大地震が繰り返し発生。
農業振興地域	農業の近代化、公共投資の計画的推進等、農業の振興を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められる区域。

## 【は】

用語	内容
ハザードマップ	災害想定区域や避難場所、避難情報の伝達経路、過去の災害実績等を住民にわかりやすく示した図。
パーク＆ライド	自動車を都市郊外の駐車場に止めて鉄道に乗り換え、都心部あるいは特定地域に入る方式のこと。
バリアフリー	高齢者、障がい者などが社会生活を送るうえで、物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。
パンデミック	感染症が世界的規模で同時に流行すること。世界的に流行する感染症。
ビックデータ	ICT 技術の進化等により、ネットワーク上で生成・流通・蓄積される多様で膨大なデジタルデータのこと。
フレーム	市街化区域面積の設定において、人口を最も重要な算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積。
ベッタウン	都心への通勤者の住宅を中心に発達した、大都市周辺の衛星都市のこと。住宅都市ともいう。
保安林	森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

## 【ま】

用語	内容
緑の基本計画	公園整備や緑地保全、民有地の緑化等、緑に関する総合的な指針。

## 【や】

用語	内容
遊水	河川沿いの田畑等において、雨水又は河川の水が流入して一時的に貯留すること。
用途地域	都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う制度。用途地域は 13 種類あり、住居系は 8 種類、商業系は 2 種類、工業系は 3 種類に区分される。

## 【ら】

用語	内容
ライフライン	都市生活の維持に必要不可欠な電気・ガス・水道・通信・輸送等。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版となる計画。居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるもの。
リノベーション	既存の建物に大規模な改修工事を行うことで、住まいの性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすること。
リニア	JR 東海 リニア中央新幹線。
レクリエーション	疲労を癒し、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。
6次産業化	農林漁業者（1次産業）が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。